

平成29年度事業計画

1. 基本方針

設立趣意書に掲げた情勢と課題を踏まえ、米粉に係る広範な関係者が賛同して設立された日本米粉協会の特性を生かし、“米粉新時代”の創造に向け着実な活動を目指します。

平成29年度は、設立初年度であり、効率的かつ効果的な予算執行に努めつつ、米粉の用途別基準、ノングルテン表示の普及が図られるよう、諸施策を早急に整備し具体化していくことを重点に、関連した事業を展開していきます。

2. 重点施策

(1) 「米粉の用途別基準」及び「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」の全国的な普及・啓発（CAP. Netと共催）

製粉業界をはじめ食品業界、JAなど関連団体に具体的な内容の周知に取り組むことにより基準に沿った商品提供を促進し、消費者への認知の輪の拡大を図り、その需要拡大につなげます。

「革新技术等波及展開支援事業」（農林水産省の補助事業）に取り組むNPO法人国内産米粉促進ネットワーク（CAP. Net）との共催等により全国8か所で予定する「説明会」への参加を促し周知を図ります。

また電子媒体などのネットワークを活用し、量販店、飲食店等での新たな需要創出を目指します。

さらに、会員たる流通業界団体等と連携し、用途ごとの加工適性にも優れたノングルテン米粉などの「よりアピールポイントの明確な米粉製品」を製造販売する米粉製造業者・食品事業者と流通業界とのマッチングに取り組めます。

(2) 「認証委員会」及び「米粉の品質向上委員会」

「米粉の用途別基準」や「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」の早期の実効を期すため二つの委員会を設置し、用途別基準に基づく自主的な製品製造の取組推進、ノングルテン米粉認証に必要な基準を早急に整備し、具体化に取り組めます。

① 認証委員会

米粉製品の普及のための表示に関するガイドラインでは、グルテン含有量が1ppm以下の米粉について、第三者機関認証による「ノングルテン表示」

ができるとしていますが、特定原材料タンパク質の分析、食品衛生管理等の的確な工場監査に要する基本事項に精通した専門家等で構成する委員会を中心として、可及的速やかに、当該認証制度の運営に必要な工場監査基準や共通の認証ロゴマークを整備します。

② 米粉の品質向上委員会

米粉の主な用途について、菓子・料理用、パン用及び麺用に分類し、1番、2番、3番の基準に基づく自主的な製品製造の取組を推進することとしています。多くの米粉製造業者による基準に基づく表示の取組・推進が図られるよう、具体的表示方法等を示すなどしながら、啓発・普及に取り組みます。

米粉の品質向上のため、米粉製造技術の専門家、米粉製造業者の団体、製粉機械製造業者等で構成する委員会を設置し、米粉の用途別基準の推進を図ります。

また、その際には、基準策定の趣旨に即しつつ、小型製粉機械の普及状況などにも考慮しながら取り組みます。

さらに、今後の米粉普及のためには、原料米の低コスト生産の推進や麺への利用推進が重要であるため、多収品種の導入・高アミロース米の普及に向けた諸課題と対応策について検討します。

(3) 欧州における米粉プロモーション活動の報告と合わせた「米粉輸出戦略フォーラム」の開催（CAP. Netと共催）

「コメ、コメ加工品輸出特別支援事業」（農林水産省の補助事業）に取り組むCAP. Netとの共催等により、欧州4か国におけるグルテンを含まない食品市場調査、現地の健康食品販売事業者・店舗等でのノングルテン日本産米粉のPR活動、スペインで開催される「マドリードフュージョン」（世界のトップシェフが集う我が国との友好記念イベント）を活用したアピールに取り組みます。

また、これらの取り組みの成果もいかしながら、海外への輸出、インバウンド需要の取り込みへの関心が高まっていることに対応した「輸出拡大フォーラム」を実施します。フォーラムでは、既に輸出に取り組んでいる先進的な国内事業者や専門家等を交えた「米粉輸出戦略セミナー」（ノングルテン商品試食会も併設）も計画します。